

公益財団法人京都大学iPS細胞研究財団の商標のデザイン及び使用に関する基準

令和5年2月1日策定

令和6年9月26日改定

令和8年6月25日改定

当財団は、公益財団法人京都大学iPS細胞研究財団の名称及び商標に関する規程第5条第1項に基づき、本基準を定めます。

当財団が保有する別紙1に掲載する商標（以下、「財団商標」又は「財団ロゴ商標」といい、財団商標の範疇には「財団ロゴ商標」が含まれる。）は、必ず以下の基準に従って、使用許諾を受けた法人又は団体自身においてご使用下さい。

1. 禁止行為

- (1) 財団商標を当財団から使用許諾を受けた範囲外で使用し、本来想定される使用態様を超えて使用する行為
- (2) 財団商標を他の商標や文字等と組み合わせて新たな標章を作成し、又は、新たな造語を作成する行為
- (3) 財団ロゴ商標を変形（縦横比率や各部位の相互比率の変更・回転・反転等）又は色彩・明度・色調等を変更して使用する行為
- (4) 背景色とロゴ標章の識別が困難又は視認性が損なわれるような状態での財団ロゴ商標の使用行為（ご参考までに、次ページ及び次々ページ内に、それぞれ許容事例と禁止事例を表記しておりますのでご一読下さい）
- (5) 財団ロゴ商標の一部を欠落した状態での使用行為
- (6) 財団ロゴ商標の上に異なる文字、図形、記号などを重ねて表示する使用行為
- (7) 当財団の信用力又は品位を損なうような使用行為
- (8) 財団ロゴ商標の低画質又は低解像度での使用行為
- (9) 第三者の登録商標と混同を生じる使用行為
- (10) 商標使用者が製造若しくは販売する製品又は提供するサービスに関し、当財団が設計者、仕様決定者、助言者、品質担保者、認証若しくは証明者、推奨若しくは奨励者、その他表示製造業者であるかのように第三者が誤認又は誤信する態様での使用行為
- (11) 財団商標をダイリューション（一般名称化を含む希釈）又はポリューション（汚染）させる態様での使用行為
- (12) 財団商標の使用権原を第三者に対して再使用許諾又は譲渡する行為

2. 表示方法

下記の具体的表示方法に従い、財団商標をご使用下さい。なお、財団ロゴ商標については模倣制作等を行わず、必ず、当財団からAi、JPEG又はPNG形式の画像データの提供を受けた上で、解像度変更を経ずに、そのまま転載して下さい。

なお、登録商標を使用する場合は、ロゴまたは商標名の後ろに上付きで®を付記し、出願

中の財団商標を使用する場合は、ロゴまたは商標名の後ろに上付きで TM を付記し、当財団出所である旨の表示を明記して下さい。但し、当財団が商標登録を受けていない国において財団商標を使用する場合は、®を付記してはならないものとします。

【出所表示例】

「i P S ストック®」は、公益財団法人京都大学 iPS 細胞研究財団の登録商標です。

【財団ロゴ商標に係る表示特例】

- ・各財団ロゴ商標表示上の背景色は白色を原則としますが、固有事情により白色背景色を採用出来ない場合には、下記のように財団ロゴ商標の識別性が保たれ、視認性が維持される淡色背景色を採用することも可能とします。



- ・以下の財団ロゴ商標に限り、財団ロゴ商標の色彩・明度・色調等の変更に関し、以下のグレー階調（モノクロカラー）通りに表示する限りは、例外的に禁止行為に該当しないものとします。また、その場合に許容可能な淡色背景色（反転カラーの場合には濃色背景色）は以下の通りとします。



【表示禁止例】

- ・国立大学法人京都大学 iPS 細胞研究財団[®]（造語、事実に反する記載に該当）
- ・括弧書き「ぼくのわたくしのマイ iPS[®]」（造語に該当）
- ・myiPS[®]（文字列間にスペースなく不適切な表記に該当）
- ・マイ IPS[®]（小文字/大文字の区別なく不適切な表記に該当）



（ロゴとの境界線が
不明確な背景色）

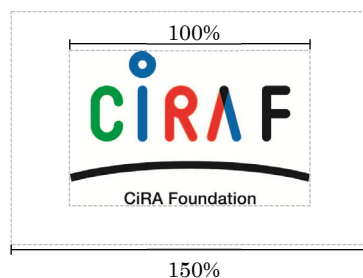


（外枠の色彩変更）



（外枠の比率変更）

- ・財団ロゴ商標と他のグラフィック要素を共に使用する場合は、周囲に空白スペース（アイソレーション）を設けて、それらが明確に別要素であることが分かる表記として下さい。財団ロゴ商標周囲のアイソレーションは、可能な限り財団ロゴ商標の仮想外枠のサイズの 150% 以上を確保して下さい。また、財団ロゴ商標のサイズは幅 32 ピクセル以上にして、その詳細が識別出来るようにして下さい。



3. その他の使用条件

- （1）財団商標の使用に関して、本基準に違反している、又は当財団の権利を損なう可能性がある」と判断した場合は、当財団は使用者に対して財団商標の使用停止・変更を求めることができるものとします。
- （2）財団商標は、予告なく変更されることがあります。財団商標が変更された場合、変更前の財団商標の使用者は、合理的に可能な範囲で速やかに財団商標の表示を変更するものとします。
- （3）当財団は、財団商標の使用許諾に伴い又は起因して、使用者側において生じた一切の損害について賠償義務を負わず、その他一切の責任から免責されます。
- （4）財団商標の使用者は、自らによる財団商標の使用により、当財団に故意にもしくは過失によって損害を生じさせた場合には、当該損害を賠償する義務を負います。
- （5）財団商標の使用者は、当財団から使用許諾された態様に限りその使用が許諾されます。すなわち、共同研究の開始等に伴い発信するプレスリリースについて、当財団から承諾を受けた言語版以外に翻訳を行い対外的に発信する行為、予め当財団から承諾を受けたホームページ掲載内容について、ホームページリニューアルに伴いその内容を要約し、又は自社の判断で内容更新を行うことは禁止されています。また、共同研究終了後も、閲覧者の関心を惹くために意図的に自社ホームページ内に該当ページを掲載し続けるこ

とも禁止されています。表示変更等が必要な場合には、改めて当財団から財団商標の使用に関し許諾を受けて下さい。

（６）財団商標の使用に関し不明点を生じた場合には、下記窓口までお問合せ下さい。

公益財団法人京都大学 iPS 細胞研究財団

問い合わせ窓口

E-mail : contact@cira-foundation.or.jp

以上

別紙1 財団が保有する商標（登録商標については右肩部分に®表記済み）

登録番号	登録商標
6298864 号	my i P S [®] (標準文字)
6298865 号	マイ i P S [®] (標準文字)
6298875 号	i P S ストック [®] (標準文字)
6754555 号	i P S 細胞ストック [®] (標準文字)
6298876 号	i P S s t o c k [®] (標準文字)
6298873 号	京都大学 i P S 細胞研究財団 [®] (標準文字)
6298874 号	C i R A F o u n d a t i o n [®] (標準文字)
6694950 号	i P S 財団 [®] (標準文字)
6500068 号	 [®]
6367907 号	 [®]
6342313 号	 [®]